

インボイス制度開始に伴う 請求手続きについて

国の一般会計に係る業務として行う事業（国が買い手の場合）については、売上税額と仕入税額を同額とみなす特例（消費税法）が設けられているため、仕入れ税額控除の作業は不要となります。

このため、第八管区海上保安本部への契約上の請求手続きにあっては、『インボイス対応の請求書（適格請求書）の提出は不要』となります。（所定の請求書の改正もございません）

また業者において、インボイス制度開始に伴い、統一的にインボイス対応の請求書に切り替えている場合、当方が請求書に求める事項（契約件名等）を満たしている限り、通常の請求書（適格請求書ではない従前の請求書）として受付は可能です。